

日本シティズンシップ教育学会 編集委員会規程

(趣旨)

第1条 日本シティズンシップ教育学会（以下、「本学会」という。）は、本学会会則第3条第2項に基づき「シティズンシップ教育研究」（以下、「本誌」という。）を発行する。本誌の英語表記は、Japanese Journal of Citizenship Education とする。

(設置)

第2条 本誌の編集及び発行に関する業務を行うため、本学会会則第10条第3項に基づき、日本シティズンシップ教育学会編集委員会（以下、「編集委員会」という。）をおく。

(構成)

第3条 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長及び編集委員7名程度以内をもって組織する。

2 編集委員長及び編集副委員長は、理事の中から会長が委嘱する。

3 編集委員は、正会員の中から編集委員長が推薦し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

4 編集委員長、編集副委員長、及び編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 任期終了の後でも、後任の委員が選任されるまでは、なおその業務を行う。

(編集委員長、編集副委員長、編集委員)

第4条 編集委員長は、編集委員会を代表し、その業務を統括する。

2 編集副委員長は、編集委員長を補佐する。また、編集委員長に事故あるときは、編集副委員長がその職務を代行する。

3 編集委員は、編集委員会の実務にあたる。

(編集委員会)

第5条 編集委員長は、編集委員会を招集し、その議長となる。

2 編集委員会には、編集委員長、編集副委員長、及び編集委員並びに編集委員長が必要と認めた者が出席する。会長及び理事は、必要に応じ、編集委員会に出席する。

3 各年度2回以上、編集委員会を開催するものとする（ただし、通信による会議を含む）。

4 編集委員会における審議事項は次のとおりとする。

- 一 本誌の編集及び発行の方針の決定について
- 二 本誌の各号の構成の決定について
- 三 本誌に掲載する原稿の決定について

1 JACED 編集委員会規程

(編集会議)

第6条 編集委員長は、編集委員会とは別に、編集会議を招集し、その議長となる。

2 編集会議には、編集委員長、編集副委員長及び編集委員が出席する。

3 業務の必要に応じて、編集会議を開催するものとする（ただし、通信による会議を含む）。

4 編集会議における審議事項は次のとおりとする。

一 本誌の編集及び発行の方針の策定について

二 依頼原稿の選定について

三 投稿された原稿の査読者の決定、及び査読結果の報告の集約について

四 印刷所への発注内容の決定について

五 本誌に掲載された論文等の一部または全部の転載について

六 その他本誌の編集及び発行について

(論文の査読)

第7条 本誌の論文の査読は、一般会員の中から編集委員会が選定した査読者（指名査読者）2名以上によって行う。

(編集及び発行)

第8条 本誌の編集及び発行に関し必要な事項は、別に理事会が定める。

(編集委員会運営に関する事項)

第9条 本規程に定めるもののほか、編集委員会の運営に関し必要な事項は、編集委員会が定める。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は理事会で行う。

附則

本規程は、2020年12月11日より施行する。